

令和3年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小について

1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。）に示されている内容のうち、次の内容を出題範囲から除外する。社会及び英語について、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）の規定によっている場合も同様とする。

教科	出題範囲から除外する内容
国語	第3学年で学習する内容のうち伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項(2)書写に関する事項
社会	公民的分野のうち(4)私たちと国際社会の諸課題
数学	第3学年で学習する内容のうちD資料の活用
理科	第1分野のうち(7)科学技術と人間及び第2分野のうち(7)自然と人間
英語	(3)エ(ウ) b 関係代名詞のうち目的格のthat、whichの制限的用法（ただし、教科書で扱う語彙は全て出題範囲とする。）

2 愛媛県県立特別支援学校高等部本科の入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）第2章第2節第1款において準ずるものとされる現行中学校学習指導要領第2章に示されている内容のうち、前項の表の左欄に掲げる教科について同表の右欄に掲げる内容を出題範囲から除外する。社会及び英語について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）の規定によっている場合も同様とする。

3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲の縮小

第1項に同じ。